

福井県中学校長会基金管理運営規定

第1条 福井県中学校長会は、財政的基盤を確立して事業を有効に遂行するため基金をつくり、基金管理運営規定を定める。

第2条 基金は、この規定に基づいて管理運営する。

第3条 基金の拠出は、次の通りとする。

- ① 基金は、会員の拠出による。
- ② 新任校長は、一人1万円を拠出し、これは返却しない。
- ③ 年度途中からの新任校長は、その時点からこの規定に基づき基金を拠出する。

第4条 基金および基金から生じる益金は、会長が管理する。

第5条 基金は、確実な金融機関に預け入れ、または、確実な定期預金にて保管する。

- 2 運用については、基金管理委員会が原案を作成し、理事会で決定の上執行する。

第6条 基金管理運営委員会は、次の9名で構成する。

- ① 各地区理事代表1名（副会長2名含む） 計7名
- ② 福井県中学校長会庶務幹事（会計担当）、庶務幹事 計2名
- ③ 運営委員会の長は、委員の互選で選出する。

第7条 基金および益金の使途は、次の各号による。

- ① 事務局開設および維持管理費
- ② 東海北陸中学校長会研究協議会開催に係る負担金
- ③ 緊急を要する情報活動費
- ④ その他本会の目的達成のため必要な経費

第8条 基金および益金については、毎年本会の会計監査を受け、総会に報告する。

第9条 この規定に定めるほか、基金に関し必要な事項は、理事会で定める。

第10条 納入方法、その他必要な事項は、細則で定める。

第11条 この規定の改廃は、理事会の承認を要する。

第12条 この規定は、平成26年 8月29日から施行する。

付則

1. 平成26年11月21日改正、平成27年 4月 1日施行